令和8年度情報公開･個人情報保護･公文書管理審議会
第1回個人情報保護部会　議事録

１　日　　時　　令和８年７月３日（金）午前１０時から１１時５１分
２　会　　場　　市役所本館６階　講堂１
３　出 席 者
　委　　員　　上村都委員（部会長）、内山晶委員、謝凱雯委員、高桑一代委員、益田高成委員
　事 務 局　　市島総務課長、工藤室長、吉川主幹、田邉主事
　資産税課　　石崎課長、豊島主幹、大野主査
　納税課　　大倉課長、阿部主幹、小鍛冶主幹、鷲津主事
　保険年金課　渡部課長、遠山主幹、滝沢係長、竹内主査
　デジタル行政推進課　西野主査
４　議　　事
(1)「新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について
(2)「新潟市地方税の収納及び徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について
(3)「新潟市国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について
(4)「新潟市国民年金に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について
５　議事概要

事務局　ただいまから、令和８年度新潟市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会第１回個人情報保護部会を開催する。

はじめに、本日は、部会員全員、５名の委員の皆さまから出席をいただいている。定数の半数以上の出席となっているので、審議会規則の規定により、本日の部会が成立していることを報告する。

続いて、本日の資料を確認させていただく。

＜資料確認＞

続きまして、今年度、この個人情報保護部会の部会員５名の内、２名の方が入れ替わりとなったので、新任の謝委員、高桑委員から、一言ずつごあいさつをお願いできればと思う。

＜新任委員挨拶＞

事務局　ありがとうございました。

続いて、総務課長の市島よりごあいさつ申し上げる。

＜総務課長挨拶＞

事務局　ありがとうございました。なお、市島はこのあと別の公務があるので、本日、審議途中で退席させていただく。よろしくお願いする。

本日の議題については、お手元の次第及び新潟市長からの照会文書にあるとおり、市税等の事務に係る特定個人情報保護評価書を点検の上、ご意見をいただくものである。

それでは、以後の進行について、部会長、よろしくお願いする。

上村部会長　それでは、皆様、よろしくお願いする。

ただいまから議事に入る。次第２、議事（１）「新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、説明者は準備をお願いする。

それでは、新潟市資産税課からご説明をお願いする。

資産税課　おはようございます。資産税課長の石崎である。よろしくお願いする。

それでは、資産税課所管の「新潟市固定資産税・都市計画税の賦課に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について、点検をお願いする。内容について、担当からご説明させていただく。

資産税課の大野からご説明させていただく。

まず、お手元の資料１－１をご覧いただきたい。こちらの資料に沿って説明させていただく。資料１－１は、１－３、全項目評価書から抜粋した概要になる。こちらに沿って説明させていただく。

まず、はじめに、１番、特定個人情報保護評価の再実施に係る経緯である。本評価書については、前回、令和４年３月９日に実施した本審議会でご点検いただき、令和４年４月２８日に公表している。その後、根拠法令の改正や本市の組織改正に伴う軽微な修正を行っており、最新改正は令和６年１１月１日に行っている。

これまで、固定資産税業務で使用する税系システムについては、庁内のサーバーで運用していたが、令和１０年１月に予定している税系システムの標準化移行に伴い、国が整備するガバメントクラウドでの運用に変更する予定である。このことが、個人情報保護評価指針に規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更に該当することから、当指針に基づき、特定個人情報保護評価を再実施し、第三者点検をお願いすることとなった。なお、再実施する評価書につきましては、本年５月１日から５月３１日まで、パブリックコメントを実施している。

次に、２、基本情報の１、対象となる事務についてご説明する。資産税課では、固定資産税、都市計画税の賦課に関する事務を行っている。

（３）事務の概要をご覧いただきたい。本市に所在する土地、家屋について、賦課期日である毎年１月１日時点の所有者に対して、登記情報や現地調査の結果に基づいて税額を計算し、賦課を決定している。また、市内に所在する償却資産については、期日時点の所有者からの申告を基に税額を計算し、賦課決定している。また、住民等からの申請により、各種証明書を交付している。

事務に関するシステム連携の流れについては、資料１－２、こちらの別添１、事務の内容でご説明させていただくので、ご覧いただきたい。Ａ３のものになる。こちらの左側の部分が今回、点検をお願いしている個人情報保護評価書に記載しているものである。前回とある右側のものが従前の個人情報保護評価書に記載している内容となる。

この主な変更点についてご説明する。まず、右側の従前のものだが、この真ん中に青い税系システムという四角がある。これが今使っているシステムになるのだが、これを国が示す標準仕様書に準拠したパッケージソフトに移行する。左側の今回というところの真ん中にある青色

の税系標準システムと記載しているものが移行後のシステムになる。また、この標準化移行に併せて、庁内のサーバーでの運用からデジタル庁が整備するクラウドであるガバメントクラウドでの運用に移行する。ガバメントクラウドは、国のセキュリティ基準を満たしたクラウドサービスを利用しており、サーバーはクラウド事業者が保有、管理する環境に構築され、許可された者のみがアクセスできるよう、入退室管理を実施し、また、事前に許可されていない装置等の外部持ち出しを禁止している。また、国へのクラウド事業者及び利用者はデータアクセスしない契約となっており、地方公共団体が管理するデータは国及びクラウド事業者がアクセスできないように整備している。庁内とガバメントクラウドの間だが、閉域ネットワーク、いわゆる専用回線で接続して、不正アクセスを防止している。また、ガバメントクラウドに移行する税系標準システムと庁内の各システムとの間のデータ連携は、新たに整備するデータ連携システム、右側のピンクの部分だが、これを介して行う。データ連携システムと業務システムとの間は庁内の専用回線で接続している。また、アクセスできるデータを業務システムごとに整理して、不正アクセスを防止している。

なお、資料１－３の全項目評価書においては、別添１、事務の内容を８ページに記載させていただいている。また、データ連携システムについては、６ページのシステム６に記載している。また、１６ページの別添２、特定個人情報ファイル記録項目について、標準化に伴い記録項目が増えることから、標準化後に保有する項目の内容に変更している。以上が主な変更点となる。

次に、資料１－１に戻り、１ページの２、取り扱う特定個人情報ファイルについて、ご説明する。ファイル名は、固定資産税・都市計画税賦課情報ファイルである。このファイルは、税系標準システムのシステム用のファイルである。資料１－３、全項目評価書の中で、７ページと１０ページから１５ページの間に記載している。特定個人情報ファイルを取り扱う実務上の必要性とメリットだが、固定資産税の公正な課税のため、個人を正確かつ迅速に特定し、固定資産税、都市計画税の賦課事務を効率的に行うことができる。また、生活保護関係情報により、固定資産税、都市計画税の減免事務を効率的に行うことができる。

次に、資料１－１の３ページ、前回からの主な変更点については、先ほど図で説明させていただいたので、ここは割愛させていただく。

続いて、３、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策である。１、特定個人情報の入手に係るリスクと対策である。個人番号カードその他本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報入手を防止している。また、データ連携システムと各業務システムは専用回線で接続されているため、庁内に限ってアクセスが可能である。また、アクセス権限を付与されたシステム同士のみが接続できるので、それ以外のシステムの情報は入手することができない仕組みとなっている。また、あらかじめアクセスできるデータを業務システムごとに制御しているため、既存システムは許可されていないデータの取得ができないということを担保している。各業務システムで各々にＩＤと暗号鍵を設定することで、他システム用の情報データへのアクセスを抑止している。また、データ授受の動作記録を残すことで、不適切な方法での入手を防止している。

次に、特定個人情報の使用に係るリスクと対策である。データ連携システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐づけや事務に必要のない情報との紐づけが行われないようなシステムになっている。システムを利用する者については、関係所属長からの依頼により権限の発行・執行を決定し、権限付与された者はＩＤ、パスワードでの認証を実施している。端末操作履歴、情報の更新等の全ての操作に対して、アクセスログを記録している。また、全職員を対象に情報セキュリティとコンプライアンスの研修を年１回実施しており、業務外に利用した場合は、ログ記録から特定することが可能であることを職員に周知している。これにより、事務外の利用を防止している。

次に、特定個人情報の提供・移転に係るリスクと対策である。特定個人情報ファイルにアクセスした記録は、データベースに保存されている。文章に特定個人情報を提供・移転する場合は、文書整理簿に記録を残しており、管理している。固定資産税システム及び業務システムにアクセスできる職員は、権限を与えられた職員のみに限定しており、権限を持たない者による特定個人情報の提供・移転を防止している。

次に、情報提供ネットワークとの接続に係るリスクと対策だが、情報照会を行う際は、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストの照合を情報提供ネットワークに求め、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外やセキュリティリスクに対応している。また、ログイン、ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される仕組みとなっているため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。

特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策である。ガバメントクラウドは、政府のセキュリティ基準を満たしたクラウドサービスを利用しており、サーバー等はクラウド事業者が保管、保有、管理する環境に構築され、認可された者のみがアクセスできるよう入退室管理を実施し、事前許可されていない装置等の外部持出しを禁止している。国及びクラウド事業者は、利用者データへアクセスしない契約となっている。また、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう、制御を講じている。ＡＳＰやガバメントクラウド運用管理補助者がネットワークやデータアクセス状況を継続的に監視し、ログ管理を実施している。さらに、クラウド事業者はガバメントクラウドに対しての脅威検出やＤＤｏＳ対策を２４時間３６５日行っている。ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行っており、導入しているＯＳやミドルウェアは、必要に応じてセキュリティバッチを適用している。加えて、特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットと切り離された閉域ネットワークで構成している。また、特定個人情報がいつまでも消去されず保存し続けないよう、本市の公文書管理条例や行政文書管理規則に則り、適切に廃棄処分を行っている。以上で説明を終わる。ご審議のほう、よろしくお願いする。

上村部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご意見やご質問などあれば、お願いできればと思う。いかがだろ

うか。

内山委員　質問なのだが、アクセスログを残すことで、不適切なアクセスを防止しているという話があった。これは実際にアクセスログを事後的に誰かが定期的にチェックするようなことは行われているのか。

資産税課　アクセスログについては、年１回以上、アクセスログを所属長がチェックし、業務に関係なさそうな履歴が残っていれば、対象職員から聴き取り、確認するというログ監査を行っている。

内山委員　ありがとうございます。

もう一つ、質問である。特定個人情報が消去されずに存在し続けないように、適切に廃棄処分を行っているというお話があったが、それは具体的にどういう段取りで、誰がどのようにデータを消去しているのか、教えていただきたい。

資産税課　ガバメントクラウド移行後のデータ消去なのだが、クラウド事業者ではなく、あくまでも市側の操作で行うのだが、これについて、実際は、職員が直接やるのではなく、システムベンダーとの保守契約において行う。具体的な消去方法は、現在検討中の基本設計の中で定めるのだが、年１回のバッチ処理によってデータを消去するというやり方を想定している。

内山委員　ありがとうございました。

謝委員　３ページの４番なのだが、ログインとログアウトを実施した職員について教えていただきたい。ログイン、ログアウトできる職員は限られている職員だけなのか、それとも、職員は誰でもできるのか。

資産税課　限られた職員になる。資産税課に配属し、あらかじめ所属長が許可した者だけがアクセスできる。

謝委員　だいたい何人くらい、ログイン、ログアウトできるのか。

資産税課　資産税課の中では、およそ９０人だ。

謝委員　９０人、誰でもできるということか。

資産税課　その９０人はできる。

謝委員　了解した。ありがとうございます。

益田委員　私は全項目評価書を確認して、その上で気になった点がいくつかあったので、ご質問させていただきたい。１１ページ、特定個人情報の入手・使用に関して、下のほうに、情報の統計分析というところがある。こちらに、概要調書などの統計分析は行うが、特定の個人を判別し得るような統計分析は実施しないとある。それで、気になるのが２点である。まず１点が、概要調書というのは一体何なのかということが読み取れなかったので、こちらが何を意味しているかということをご教示いただきたい。あと、統計分析を行う主体がこの文章からは見えないので、具体的にどういった機関というか人か分からないが、統計分析を行うのかをご教示いただきたい。

資産税課　概要調書なのだが、これは地方税法第４１８条の規定に基づき、土地、家屋、償却資産全てなのだが、いわゆる統計的なデータ、家屋でいえば、課税している全ての家屋の面積や評価額、納税義務者の数であるとか、そういう、本当に統計的なものが、毎年、法に基づいて

照会が来て、国へ報告しているというものになる。この内容に基づいて、例えば、普通交付税の算定の基礎資料に使うであるとか、そういうものになっている。

統計を集計する主体なのだが、私たち職員で行っている。

益田委員　先ほどご質問があった９０人ということか。

資産税課　そうだ。

益田委員　そういう方が統計する主体になるということか。

資産税課　そうだ。

益田委員　了解した。ありがとうございます。

次が、１５ページである。消去方法。特定個人情報の保管、消去の内の消去方法ということになろうかと思う。これはあとの資料２とか資料３、資料４にも同じことが当てはまる内容で、今のタイミングで質問していいのか少し迷うのだが、１、システムにおける措置の黒ぽつ三つ目に、ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去している、というようにあるが、これは、「又は」とある必要があるのかと思い、原則、物理的破壊によって行うか、あるいはその両方、専用ソフト等を利用して完全に消去した上で物理的破壊を行うとかのほうが、よりデータセキュリティ上は確実なのかなと感じた次第なのだが、「又は」となっている理由がもしあれば、ご教示いただければと思う。

資産税課　今後、システムがガバメントクラウドに移行するので、ガバメントクラウドの中で実際にどうやっているかというのは、実は、我々も見えなかったところだ。ただし、ガバメントクラウドの事業者は、少し細かいのだが、ＮＳＴ８００－８８だと、ＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１というものに従ってデータを消去することになっているので、そうなってくると、物理破壊なのか、一定の措置を用いたデータ削除をやっているというように想定はしているのだが、ガバメントクラウドの中で実際にどうしているかというところが、資料を確認したのだが、ちょっと見つけることができなかったので、規定から類推すればどちらかでしているのだろうというところで、申し訳ないが、この中ではこういったようになっている。

益田委員　了解した。ありがとうございます。

まとめて次々行くが、次、１７ページに、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策で、下から二つ目の行、リスクに対する措置の内容である。これは文章上の誤りということになるかと思うが、固定資産税・都市計画税の賦課事務における措置の黒ぽつ二つ目、アクセスログを記録することにより、不適切な方法で入手を抑止しているとあるが、これは、不適切な方法による入手とか、不適切な方法での入手を抑止しているという文言の誤りではないかと思うのである。

資産税課　そこはご指摘のとおりだと思う。不適切な方法での、である。「の」が抜けていた。

益田委員　現状の文章だと、抑止の仕方が不適切になってしまうので、そこは誤りを正していただかないといけないと思う。

資産税課　そのとおりだ。申し訳ない。

益田委員　その次が、２０ページである。リスク３、従業者が事務外で使用するリスクの内、中間ほどになる。特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置で、

離席する際は、端末のディスプレイを閉じる、又は表示を落とすとあるのだが、この表示を落とすというのはどういう意味なのか。例えば、電源を落とすとかであればまだ分かるのだが、表示を落とすというのはどういうことだろうか。

資産税課　スクリーンセーバー状態にして、パスワードを入れないと入れないような状態にするということである。

益田委員　画面をロックするということか。

資産税課　そうだ。

益田委員　了解した。ちょっとここはほかの資料２、３、４と書きぶりが変わっていたので、気になった次第である。

ひとまずそのようなところで、私からは以上である。

上村部会長　ありがとうございます。

高桑委員　資料１－１の３の２、特定個人情報の使用に係るリスクと対策のところなのだが、セキュリティに関すること、コンプライアンスに関する研修を年１回実施しているということだが、セキュリティとコンプライアンスは別々に研修を実施されているということか。

資産税課　そうだ。情報セキュリティにおける研修とコンプライアンスの研修ということで、それぞれのメニューがあるということである。

高桑委員　それは全職員を対象にということでよろしいか。

資産税課　そうだ。

高桑委員　ありがとうございます。

上村部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがだろうか。

それでは、私からも１点だけ、資料１－２だが、聞き逃していたら申し訳ないが、確か庁内のシステムと、データ連携システムの間は専用回線でつなぐというご説明があったかと思う。それで、データ連携システムからガバメントクラウドに行くまでの過程は、何でつなぐことになるのか。

資産税課　ＩＰ－ＶＰＮという、専用回線である。

上村部会長　そちらも専用回線ということになるのか。

資産税課　そうだ。総務省がいうところの、専用回線サービスの範疇に含まれている。

上村部会長　それでは、セキュリティについては政府で管理しているということになるだろうか。

資産税課　そうだ。

上村部会長　了解した。ありがとうございます。

ほかにいかがだろうか。よろしいか。

それでは、いろいろご質問いただいたが、概ね適切に答えていただいていたかと思う。誤植というかミスのところはご修正いただいたほうがよろしいかと思うが、それを除いては、特に意見がないという形でよろしいか。（委員首肯）

それでは、特に意見なしとさせていただきたいと思う。

どうもありがとうございました。それでは、次の議事に移りたいと思う。議事の（２）「新潟

市地方税の収納及び徴収に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、説明者は準備をお願いする。

よろしいか。それでは、新潟市納税課からご説明をお願いする。

納税課　納税課である。当課所管は、地方税の収納及び徴収に関する事務となる。こちらの特定個人情報保護評価書について、点検をお願いする。

資料２－１、特定個人情報保護評価書の概要をご覧いただきたい。はじめに、１番、特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯である。本評価書については、前回が令和４年３月９日に実施した本審議会での点検を経て、令和４年４月２８日に公表。その後は、年１回の見直しに伴い軽微な修正を行っており、最終修正は令和８年１月８日に行っている。このたび、令和１０年１月に予定している税系システムの標準化移行が特定個人情報保護評価指針に規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更に該当するので、同指針に基づき、特定個人情報保護評価を再実施するものである。再実施する評価書については、令和８年５月１日から１か月間、５月３１日までパブリックコメントを実施した。その結果を踏まえ、今回、第三者点検をお願いするものになる。

まず、２番、基本情報の（１）対象となる事務についてである。概要としては、課税システムから連携される課税情報に基づき、地方税等の収納管理のほか、過誤納金の還付、督促状の発送、口座振替データの作成、滞納処分等に関する事務を行っている。

次の（２）取り扱う特定個人情報ファイルである。ファイル名は、収納・滞納情報ファイルである。このファイルは、収納管理システム、滞納管理システムに宛名や口座など、税系システム全体で共通して管理、利用する業務共通システムを加えた三つのシステムから構成される。特定個人情報を保有することにより、正確で効率的に納税者の情報を把握することが可能となり、公平・公正な収納・滞納整理事務が行えることになる。

また、事務に関するシステム連携の流れを、Ａ３カラーの資料２－２をご覧いただきたい。こちらは、当事務の情報連携を中心に記載している。右側が現行の内容になっており、左側が新しいシステム移行後にはこうなるという内容になる。左側を注目していただいて、図の上のほうにある黄色の部分の納税義務者と、青色の税系標準システム、こちらの矢印Ａが事務の流れについて示したもの、また、税系標準システムと他のシステム、こちらの矢印Ｂはシステム間の連携データの流れを示したものである。個別の事務や連携データの内容は、一番下のエリアに記載している。また、上部に凡例があるが、特定個人情報を含むか含まないかを区別して表示しているところである。課税情報である図の中段左付近の市民税オンラインシステム、紫色だろうか。こちらはデータ連携システム、赤いシステムを経由し、ガバメントクラウド上の収納管理システム、滞納管理システムに連携される。税系標準システム内の固定資産税システムは、同システム内で収納管理、滞納管理システムに連携される。また、上段の納税義務者からの納付情報は、金融機関等を経由して税系標準システム内の収納管理システムと連携される。このように、課税と納付の情報を突合させ、その結果により、過誤納金の還付や督促状の発送といった事務を行っている。また、未納の場合は、税系標準システム内の収納管理システムから滞納管理システムへ連携し、滞納整理の事務が行われる。

続いて、前回実施時からの主な変更点である。赤枠で囲った部分が前回の評価書からの主な変更箇所になる。システム標準化に伴い、税系システムはガバメントクラウド上に移行する。税系システムと連携している他のシステムでガバメントクラウド上にないものもあるため、それらのシステムとの連携はデータ連携システムを経由してデータ連携を行う。また、当事務においては、税系標準システムから情報提供ネットワークシステムへの特定個人情報を含む情報提供は行っていないので、矢印は情報を受け取るだけの方向に改めている。

資料２－１の２ページをお開きいただきたい。変更点のアとイについては今述べたものになるが、ウ、特定個人情報ファイル記録項目も、標準化準拠の仕様により、送付先検索や送付先履歴検索等が追加となっている。

続いて、３番、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策である。基本的な対策については、これまでと大きな変更はないが、ガバメントクラウド上のデータ取り扱いに関するリスク対策として、特定個人情報の保管と消去に係る事項が追加となっている。こちらは、全市的に取り組まれている事項となる。各システム、プロセスにおいて個別に設定されている利用権限、アクセス権限や操作履歴の記録、アクセスログ、さらには、ネットワーク上のセキュリティ対策や、データを保管するサーバーの物理的、技術的対策、そして、それらを操作、運用する職員に対する情報セキュリティ研修といったものを通じて、適切なリスク対策を講じてまいる。以上で説明を終わる。よろしくお願いする。

上村部会長　ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問やご意見などあればお願いする。いかがだろうか。

内山委員　先ほども同じ質問をしたのだが、アクセスログを残すことで不適切な方法でのデータ入手を抑止しているという話があった。このアクセスログは、上長が年に１回以上確認しているという理解でよろしいだろうか。

納税課　定期的な指示のもとで確認をしている状況だ。

内山委員　ありがとうございます。

上村部会長　その確認というのは、例えば、定期的に、何月にやるとかというように決まっているものなのか。

納税課　情報部門からそういった指示があり、そのタイミングで実施という形になっている。

上村部会長　了解した。ありがとうございます。

謝委員　資料２－２なのだが、前回と今回の比較の中に指定金融機関があり、前回のほうが、納税義務者がＡ－⑤とＡ－⑪と⑫を、そういう指定金融機関があり、今回の場合は、納税義務者のＡ－⑤があるのだが、今度、下に出てくるのは、指定金融機関のＢ－⑱と⑲なのだが、同じように、口座振込結果・依頼、財産調査等とある。この財産調査を行うためには、前に納税義務者の討議や決定というのか、もし分かれば教えていただきたい。（今回の）Ｂ－⑲と（前回の）Ａ－⑫である。また、銀行、指定金融機関は同じ銀行か。

納税課　財産調査に関しては、指定金融機関に限らない。

謝委員　指定金融機関とは限らないのか。

納税課　指定金融機関も含む金融機関に一斉に照会をかけて、照会可能な金融機関に対して、滞

納者が財産を保有しているかどうかということを調査する業務をしている。

謝委員　そうすると、上の指定金融機関と下の指定金融機関は同じ機関なのか。

納税課　同じものもある。

謝委員　了解した。ありがとうございます。

益田委員　では、私から。全項目評価書である。１９ページ、リスクに対する措置の内容、収納・滞納管理事務における措置、黒ぽつ二つ目だが、こちらも先ほどご指摘させていただいた内容と同じだが、不適切な方法で入手を抑止しているとあるが、これは不適切な方法での入手を抑止しているの誤りだと思う。

納税課　失礼した。

益田委員　その次が、２３ページである。これはちょっと内容が理解できなかったのだが、４番、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関して、三つ目の四角、特定個人情報ファイルの取扱いの記録に関してである。黒ぽつ二つ目、システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、委託先の担当者が本番環境にアクセスしていた場合は、その理由を確認することで、不正な利用の牽制を行っているとあるのだが、これは、どのような理由であれば本番環境にアクセスですることが認められ、逆に、どのような理由であれば、委託先が本番環境にアクセスしたことがよろしくないとなるのか。どういう基準があるのか。

納税課　基本的に、受託者は我々の指示に基づいてシステムの運用、保守を行っているわけなので、時間外であるとか、本来業務としてこちらが委託していない範囲において何か操作したという記録があれば、それは不適切と判断される可能性があるのではないかという判定になってくると思う。

益田委員　それで、仮に不適切であった場合の措置が書いていないと思うのだが、一応、現状の記述では、理由を確認して終わりということになっていると思う。ただ、実際上は、不適切な理由で本番環境にアクセスしていたのであれば何らかの措置が行われることが望ましいとは思うのだが、それはどこかに記載があるのだろうか。

納税課　何かしたときの処分方法については、こちらの評価書には書いていないが、契約に基づいて、不適切な行為において処分する旨は条項で記載している。

益田委員　申し訳ない。２３ページの下に規定が出ていた。規定の内容が書かれていて、契約の内容に、不適切なアクセスなどがあった場合には何らかの損害賠償に関する内容などがあるのか。

納税課　そうだ。契約に基づき、処分することになると思う。

益田委員　なるほど、了解した。ありがとうございます。

次に、３０ページである。これは多分、誤字の類だと思うのだが、真ん中のほうにその他の措置の内容とある。一番下、日本国内でデータを保管している。の後に「Ｊ４１７」とあるのだが、これは何か。

納税課　失礼した。本日気づいたのだが、誤植である。

益田委員　了解した。

このタイミングで伺おうかと思うのだが、これはほかの全項目評価書でも共通している内容

なので、今回、特にということでもないのだが、１１ページである。３番、特定個人情報の入手・使用のところ、⑥に使用目的とあり、変更の妥当性が空欄になっている。これは今回、この資料２だけではなくて、そこが全部空欄になっているのだが、空欄とハイフンが入っているものは、恐らく別だと思うのである。ハイフンが入っているのは、入力する必要がないからハイフンを入れていると思うのだが、例えば、１９ページの中段に、その他の措置の内容というところにはハイフンが入っているということで、これは敢えて何も入力していないというか、入力する内容がないからハイフンが入っているのだと思うのだが、⑥の使用目的の変更の妥当性についてはハイフンも何も入っていない、ただの空欄になっていると思う。これは、どういう意図で空欄にされているのか。

納税課　特に意図はなく、おっしゃるとおり、何か明示するためにハイフンを入れたほうが評価書としては適切だと思うので、こちらはハイフンを入れる形に改めたいと思う。

益田委員　可能であれば、ほかの評価書も、恐らく４件全てそうだと認識しているので、ご対応いただければと思う。

　私からは以上とさせていただく。

上村部会長　ありがとうございました。

高桑委員　評価書の内容の中ではないのだが、先ほど、資料２－２のご説明の中で、個人情報を含むか含まないかの区分を判別してという話があったが、その判別というのは、職員の方が個々に目で見て判別されるのか、何かシステム上で自動的に判別されるのか、そういった判別の仕方が分かれば教えていただきたい。

納税課　資料２－２の図の、個人番号を含む情報を赤色で、含まないものを色の塗っていない矢印で示したわけだが、これは、扱う情報があらかじめ決まっていて、そこに含まれるかどうかということになっている。

高桑委員　それを職員の方が目で見てということではなくて。

納税課　そのもので選別するのではなく、事務の流れとして、それを含んだやり取りが行われるかというものがあらかじめ決められているという整理になる。

高桑委員　了解した。ありがとうございます。

上村部会長　ほかにいかがだろうか。

　では、私からも一つだけ。２－１の３ページの冒頭のところだが、ファイルにアクセスした記録は、データベースに逐一保存するとなっているが、この保存期間はどのくらいだろうか。

納税課　アクセスログについては、今現在、消去するというか、保存年限は現時点では具体的には定めておらず、現システムにおいても、稼働当初からのログは、今の段階では全て残している状態である。今後構築する標準システムでのログについては、現在、基本設計を行っているところで、こちらの中で定める予定ではある。

上村部会長　了解した。今のところは全て残っているということか。

納税課　そうだ。

上村部会長　了解した。

益田委員　関連して一つだけ。システムログに関してなのだが、これは、例えば、システム管理

の部署の人だったり、一部の担当者などが、故意にというか、自発的に一部を削除するということができたりするものなのか、その仕組み上。

納税課　基本的に、アクセスログに職員が触れられるという場面はない。

益田委員　それは、システム上そういうことができないことになっているのか、それとも制度上の規定などがあってできないことになっているのかというのは、どちらなのか。

納税課　システムの権限上、ログに触れるというか、閲覧はできるが、そちらを改ざん等はできる権限を職員は持ち合わせていない。

益田委員　了解した。ありがとうございます。

謝委員　一つ細かいことがあり、１０ページの真ん中のところに、その他の口座関連情報というものの最後に「等」と書いてあり、１１ページの③のところは「など」になっている。３番の２行目、請求など。１１ページの最後は、等。「等」と「など」は同じ意味であれば、同じ言葉にそろえたほうがいいのではないかと思う。

納税課　ありがとうございます。いずれかに統一したいと思う。

謝委員　お願いする。

上村部会長　ありがとうございました。

資料２－２だが、指定金融機関と、例えば、税系標準システムとの接続でも、専用回線みたいなものになるのだろうか。ここはどういう形で接続されるのだろうか。

納税課　直接はないが、納付情報等はデータで連携するものもあるが、口座振替等、財産調査等に関しても、やり取りは紙のケースがある。

上村部会長　紙とデータの場合があるのか。

納税課　紙の引き渡しであるとか、媒体の引き渡しであるとかという方法も取っている。

上村部会長　データのときは、同じ専用回線を使っているということになるのか。

納税課　標準システムがガバメントクラウドに置かれた暁には、そちらを見られるようにするために、データ連携システムを中継してデータをやり取りすることになるが、このデータ連携システムが専用回線でもって接続されているので、先ほどの資産税課でお話のあった回線を使って情報のやり取りをするようなことになろうかと思う。

上村部会長　そうすると、金融機関もそのシステムにアクセスができる状態にはないのか。その限りにおいて。

納税課　ではなくて、媒体を職員が受け取ってシステムに流し込むだとか、納付情報については、こちらの中ほど左側にある電子収納システムというところに、納付情報は最終的に税を含めた新潟市の公金関係のものが集まってくるのだが、こちらに、他システムなので矢印はないが、金融機関からこちらに納付情報が集まって、この電子収納システムがデータ連携システムを中継して納付データを税系標準システムに出すというようなデータの流れになっている。

上村部会長　よく分からないが、Ｂ－②のアの図などを見ていると、金融機関とガバメントクラウドが直でつながっているようにも見えてしまうので。しかし、個人情報に当たらない情報が流れているだけだからいいのだろうか。少し気になったところである。

納税課　そうだ。少し、図として、あまり分かりやすいものではなかった。

上村部会長　自治体とガバメントクラウドの情報管理というのは、かなり徹底してやられていると思うのだが、そういう金融機関だとか他機関が入ってきたときに、どこまで情報管理ができているのかというのが、少し気になったところである。ありがとうございます。

ほかはいかがだろうか。

よろしいか。それでは、意見を取りまとめたいと思う。他機関の連携は政府のほうでしっかり考えてくるような気もするので、ひとまず、誤字、誤植のところは直していただく必要があると思うが、それ以外は意見なしとしてまとめさせていただいてよろしいか。（委員首肯）

ありがとうございます。それでは、特に意見なしとさせていただきたいと思う。ありがとうございました。

それでは、次の議事に移る。議事の（３）「新潟市国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書の点検について、説明者は準備をお願いする。

それでは、ご説明をお願いする。

保険年金課　よろしくお願いする。新潟市福祉部保険年金課の渡部である。「新潟市国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について、ご説明させていただく。

はじめに、当市における国民健康保険制度の概要について、少し説明させていただく。国民健康保険は、全ての人がいずれかの医療保険に加入するという国民皆保険の医療保険制度の内、市が保険者となって運営する公的な医療保険であり、国民健康保険料や国、県からの負担金を財源として、加入者が医療機関にかかった医療費の内、自己負担額を除いた部分を国民健康保険が負担するという、助け合いの制度である。当市では、医療保険の保険者として、加入や脱退等の資格管理及び保険料の賦課、徴収、滞納整理、保険給付の支給や各種証の交付事務等を行っている。また、これらに係る一部業務を国民健康保険団体連合会に委託するとともに、オンライン資格確認を実施するため、社会保険診療報酬支払基金と資格情報を連携するなど、複数の関連業務システムやサーバーと情報の連携を行っている。以上が制度の概要である。

続いて、資料３－１、特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）を説明させていただく。まず、大きい１番、特定個人情報保護評価の再実施に係る経緯だが、国民健康保険に関する事務については、令和６年に特定個人情報保護評価を実施しており、その後、軽微な修正を経て、最終修正を令和６年１１月１８日に行っている。令和６年の第三者点検のときには、実績事項はなかった。また、このたび、令和１０年１月に予定している国民健康保険に係る業務システムの標準化移行に当たり、特定個人情報保護評価指針に規定する特定個人情報保護ファイルに対する重要な変更に該当するため、同指針に基づき、特定個人情報保護評価の再実施を行うことになったため、全項目評価書の第三者点検をお願いするものである。

今回の第三者点検は、国民健康保険に係る業務システムの標準化移行によるものであり、これまで行ってきた国民健康保険事務の内容を変更するものではない。評価を再実施する評価書案については、令和８年５月１日から５月３１日までパブリックコメントを実施し、意見をいただいている。意見の内容としては、単なるシステム説明ではなく、リスクについての低減措置を書くべきというものであった。この意見に対しては、リスクについての低減措置についてはすでに記載済みであるため、評価書案の修正は行わなかった。

次に、大きい２番になる。基本情報である。その下の（１）対象となる事務の名称は、国民健康保険に関する事務。担当部署は、福祉部保険年金課である。

申し訳ない、ここの（２）の担当部署の福祉部保険年金課、資料のほうでは保険の「険」が「健」になっているが、申し訳ない。この保険の「険」は国民健康保険の「険」ということで、ここに誤字が一つあり、修正をお願いできればありがたい。よろしくお願いする。

事務の内容は、先ほど制度概要でも説明させていただいたが、申請等を受け付けたあとに国民健康保険標準システムに入力した資格情報は、一部業務を委託する国民健康保険団体連合会や、オンライン資格確認を実施するために、社会保険診療報酬支払基金と連携するなど、複数の関連業務システムやサーバーと連携を行っている。

次に、事務の内容の流れについて説明させていただく。資料３－２、カラー刷りのものになっていると思うが、こちらをご覧いただきたい。資料の１枚目は、被保険者からの届け出がオンライン資格確認システムへ反映されるまでの流れを示したイメージ図で、実線の矢印が特定個人情報を含む流れ、点線の矢印が特定個人情報を含まない流れを示している。

手順ごとに丸数字と説明を付して、資料右側（備考欄）にまとめている。以下、簡潔に説明していく。①から④までは、国民健康保険に係る市と保険者との間での流れである。⑤は庁内連携システム、⑥は共通基盤システム、⑦、⑧は団体内統合宛名システムとの連携、資料左下⑨、⑩、⑪はこれら連携を踏まえた番号利用法に基づく情報提供ネットワークとの連携である。資料中ほどの⑬から⑲は庁内他業務システムとの連携、⑫は国民健康保険標準システムと国保総合システム及び情報集約システムとの連携で、資料左下㉒、㉓の連携により、医療保険者等向け中間サーバー等システムからオンライン資格確認システムへ、被保険者資格履歴情報が提供される。このあと、各医療機関等において受診者等のオンライン資格確認が可能となる。今回は、標準化に伴い、⑤、⑥、⑧、㉑にかかっているガバメントクラウドにおける措置を追加している。

資料の２枚目は、国民健康保険団体連合会及び国保総合システムとの間における資格情報の流れについての概要、資料３枚目は、国民健康保険業務上で必要な資格管理業務について、資料４枚目は、医療機関等がオンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保総合システム経由で医療保険者等向け中間サーバー等システムへ連携する情報の流れ等について、抜粋したものである。それぞれの業務内容については説明を割愛させていただくが、必要に応じて、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理であるとか、被保険者枝番と個人番号の紐づけ管理を行うに当たって、それぞれの段階において人的面、システム面からのリスク対策を講じることで、個人番号の漏洩リスクを低減させるように対策している。

それでは、申し訳ない、資料３－１の２ページ目にお戻りいただきたい。一番上の網掛けになっている２、取り扱う特定個人情報ファイルである。ファイル名は、国民健康保険情報ファイル。事務実施上のメリットは、国や他の自治体等と特定個人番号を利用して情報連携することで、被保険者の所得や住民情報のやり取りがより効率的かつ正確に行え、国民健康保険料の公平公正な付加を行うことができること及び各種証明書の発行等の行政手続きの簡略化により、被保険者の利便性の向上、国保総合システムを利用して医療保険者等向け中間サーバー、

オンライン資格確認システムと情報連携をすることで医療機関等における被保険者の資格情報の正確な確認が可能となり、関連業務の高度化・効率化が図られるとともに、被保険者の利便性の向上につながるということが挙げられる。

次に、網掛けの３番になるが、前回実施時からの主な変更点については、先ほど経緯の中でご説明したとおり、これまで行ってきた国民健康保険事務の内容を変更するものではないが、システムの標準化に伴い、ガバメントクラウドにおける措置を追加している。

次に、大きい３、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策である。これは、全項目評価書に記載のリスク対策の中から主要と思われるものについて抜き出し記載したものであり、抜粋して読み上げさせていただく。はじめに、その中の網掛けの１番になるが、特定個人情報の入手に係るリスクと対策である。窓口での申請書等の受付に際しては、本人確認書類の確認を厳格に実施するとともに、記載指導により本人以外の情報を記載させないようにしている。庁内連携システムには当該対象者の必要情報以外の情報は格納されない。また、あらかじめアクセスできる情報を業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは、許可されていない情報の取得ができないようになっている。

次に、２番、特定個人情報の使用に係るリスクと対策である。庁内連携システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合のみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐づけや事務に必要のない情報との紐づけが行われないよう、システム上でアクセス制限を行っている。また、番号利用事務以外では、個人番号は画面表示されない。ユーザーＩＤとパスワードによる認証を実施し、各ユーザーがシステム上で利用可能な機能を実施することにより、不正利用が行えないよう対策を実施している。また、システム利用管理者が定期的にログ記録を取得し、業務外利用した場合にログ記録から特定することが可能であることを職域に周知し、事務外の利用を抑止している。また、全職員を対象に情報セキュリティとコンプライアンスに関する研修を年１回実施している。

次に、３、特定個人情報の提供・移転に係るリスクと対策である。特定個人情報の提供・移転は、番号法・関係法令で定められた必要な範囲に限定して行っている。国民健康保険標準化システムを操作できる職員は、アクセス権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による情報照会・移転・提供はできないようになっており、操作のログを記憶することで、不適切な方法で特定個人情報がやり取りされることを防止している。

次に、４、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスクと対策である。情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、目的外提供やセキュリティリスクに対応するために、所定の手順と段階を踏んだ確認を行っており、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えている。また、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

最後に、５、特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策である。電磁的記録媒体の保管については、施錠可能な保管場所に格納しており、日々の業務終了後に磁気ディスク上の業務

データを別サーバーに複写し、さらに、別の磁気媒体でも月単位で複写し、遠隔地の定められた保管場所で施錠管理している。サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管、移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることとしており、業者委託する場合は、記憶装置又は記憶媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出してもらっている。ガバメントクラウドについては政府のセキュリティ基準を満たしたクラウドサービスを利用しており、サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築され、認可された者のみがアクセスできるよう入退室管理を実施し、事前許可されていない装置等の外部持ち出しを禁止している。国及びクラウド事業者は、利用者データへアクセスしない契約としている。また、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御が講じられている。ＡＳＰやガバメントクラウド運用管理補助者は、ネットワークやデータアクセス状況を継続的に監視、ログ管理を実施しており、クラウド事業者はガバメントクラウドに対し、脅威検出やＤＤｏＳ対策を２４時間３６５日行っている。

また、特定個人情報を固有するシステムを構築する環境では、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成している。特定個人情報の廃棄処分については、本市公文書管理条例、行政文書管理規則に則り、適切に行っている。

特定個人情報保護評価書の概要説明は以上である。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いする。

上村部会長　それでは、ただいまの説明について、ご質問、ご意見などあればお願いする。

益田委員　では、私から１点よろしいか。多分、これは直していただかないといけないところだと思うが、全項目評価書の４４ページである。４、特定個人情報保護ファイルの取扱いの委託に関しての項目だが、情報保護管理体制の確認が空欄になっている。ほかの資料だと、資料１－３などでは4行ぐらいにわたって、どういうことを委託先にさせるかということをしっかりと書かれているようなものなので、ここがさすがに空欄であるというのはちょっとよろしくないのではないかと思っている。これはいかがだろうか。

保険年金課　確認して、対応させていただく。

益田委員　ちなみに、今、どのような確認管理体制を委託先に対してとらせるかというのは、何か検討されていることであるとか把握されている内容はあるのか。

保険年金課　委託のところ、契約の中でなのだが、情報セキュリティに関する要求事項並びに個人情報取扱特記事項として契約を締結し、作業従事者の名簿の提出を受けるなど、情報保護管理等の徹底を行っているところである。また、再委託を行う際には、再委託申請書並びに作業従事者名簿、秘密保持契約書を提出させ、情報セキュリティに関する要求事項、個人情報取扱特記事項についても、併せて再委託先にも遵守を義務づけさせているところである。

益田委員　そういったことを、多分、本来は書くということでいいのか。

保険年金課　そうだ。

益田委員　了解した。

保険年金課　申し訳ない。

上村部会長　再委託する場合には、再委託した事実が市に伝わるようなシステムにはなっている

のか。

保険年金課　事前に再委託の申出というか申請を受けて、こちらで承諾した者について再委託が実施されるという形になる。

上村部会長　了解した。

益田委員　再委託に関連してなのだが、全項目評価書の２３ページ、４番、特定個人情報ファイルの取扱いの委託で、これに関しては、国民健康保険システムの運用、保守業務については再委託がありうるとなっていて、⑧再委託の許諾方法について、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、とある。ここでいうところの、原則として行わないのだが、一部、場合によっては再委託を行うことがありうるということだと思うのだが、どういった場合に再委託を行うことがありうるのか、ご教示をいただきたい。原則としては行わないのだが、特別な事情があった場合には再委託を行うということになるのだと思う。どういった事情が起こったり、どういった場合においては再委託を行うことがあるのかというところが知りたいということである。

例えば、２５ページの委託事項で、別の業務に関しては、原則として再委託は行わないこととするがという文言はなく、単純に、再委託を行う場合にはというようにあるわけである。一方で、２３ページの業務に関しては、原則としては行わないのだがという条件がついているわけである。その原則ではない状態というのはどういった状態なのかというのが気になったところである。

保険年金課　こういったシステムのものになってくると、基本的にはベンダーというような形で、運用、保守というところで委託を、つまり、今回の場合であれば、日本電気株式会社が運用を行っているところだが、なかなか全国的な規模という部分もあったりして、従業員だけでは賄いきれない部分で、いわゆる下請けというような形で、専門的な業務を。今、国民健康保険業務であると、六つほどのグループに分かれて運用しているのだが、それぞれのグループに特化したような形で専門業務が行える業者に再委託を行っているということで、実際、契約を行ったベンダーのところで人員確保がなかなか難しい、あと、技術的要件の部分で、従来から専門的な分野で行われている業者に再委託をさせていただきたいということで、事前の協議を経た上で、こちらの内容を確認した上で再委託の承認をしているところだ。

益田委員　了解した。ありがとうございます。業務の内容によって、再委託を行うかどうかが変わってくるというのはおっしゃるとおりだと思うので、承知した。

謝委員　資料３－１の２ページ目の最後、３の２、特定個人情報の使用に係るリスクと対策のその次の行は、利用者が適切なアクセス権限を保持している利用者がいて、３ページ目の４行目は、システムを利用する者。そして、４の後ろから４行目、ログイン時の職員認証。利用者と利用する者と職員は同じことを意味しているのか。

保険年金課　同じ意味である。

謝委員　それでは、同じ言葉に揃えたほうが分かりやすいのではないかと思う。

保険年金課　了解した。

高桑委員　このシステムの利用に関してだが、課内での利用以外に、各区の区民生活課とか各出

張所でもこのシステムを適切に利用していかなければいけないということなのだが、そういったシステムに変更があった場合の研修というか職員の教育というか、窓口で間違いがあってはならないことなので、そういったことは、課として研修も行っているのだろうか。

保険年金課　ここ数年、大きなシステムの変更があるわけではないが、例えば、システムの中の運用や操作方法が変わったというときには、保険年金課でマニュアルを作成して、必要があれば研修会等を開催するとか、そのような形で周知と啓発等を進めているところだ。

高桑委員　ありがとうございました。

上村部会長　ほかに、いかがだろうか。

資料３－１の３ページ目、５、特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策の１つ目の中黒のところに、機械警備システムを導入し、とあるが、機械警備システムというのはどのようなものか。監視カメラみたいなものなのか。建物及びサーバー室までの経路に機械警備システムというものを導入して、不審者が入らないようにチェックするということのようだが、これはどういうものなのか、もし分かるようであれば、分かる範囲で教えていただきたい。

保険年金課　こちらは市の担当課で所管しているもので、詳細まではちょっとあれなのだが。

上村部会長　課が違うのか。

保険年金課　そうだ。特定のＩＤがある方だけの出入りとか、そのようなところを監視しているというのは聞いている。

上村部会長　ＩＤでもって管理しているということか。了解した。ありがとうございます。

内山委員　全項目評価書の４３ページの一番上、使用の記録、アクセスログをユーザ単位で残しているというところなのだが、三つ目のぽつで、情報システム管理者が定期的又はセキュリティ上の問題が発生したときに照合して確認して監査するとあるが、これとは別に、上長が、問題が特になくても定期的にアクセスログを確認しているという理解でよろしいか。

保険年金課　こちらの担当課で行っているかどうかという質問だろうか。

内山委員　そうだ。

保険年金課　システムの所管課、担当課である保険年金課では、特に定期的に確認ということまでは行っていないのだが、システム上の不備や問題等が発覚したときに、随時、ログの確認を行っているという状況である。

内山委員　そうすると、何も問題がないときに、上長が、不正アクセスしていないかを抜き打ちチェックするというような体制はないということか。

保険年金課　そうだ。

内山委員　了解した。

謝委員　資料３－３の３３ページ、少し教えていただきたいのだが、特定個人情報ファイルの記録項目の１７、修学情報が書いてあるのだが、これは、具体的にどのような情報が入るのか、教えていただきたい。

保険年金課　国民健康保険については、基本的に新潟市に住所がある方を対象としているのだが、新潟市に元世帯があって市外、県外の学校に進学している方については、特例で元世帯の国民健康保険として被保険者となることができるので、そのような市外、県外に進学しているとい

うところの情報になる。

謝委員　そういうことか。了解した。ありがとうございます。

上村部会長　ほかにいかがだろうか。

それでは、いろいろとご質問を出していただいたが、取り立てて市長あてに提出する意見はなしということで、まとめさせていただいてよろしいか。（委員首肯）

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただく。

それでは、引き続き、議事（４）に入りたいと思う。それでは、ご準備が整えば、ご説明をお願いする。

保険年金課　引き続き、保険年金課である。よろしくお願いする。「新潟市国民年金に関する事務」に係る特定個人情報保護評価書について、説明させていただく。

まず、国民年金制度の概要と市町村で行っている事務について、少し説明させていただく。国民年金は、日本国内に住所のある２０歳以上６０歳未満の人全てが加入し、老後や障がい、死亡といったリスクに備えるもので、全ての国民に共通して支払われる基礎年金である。国民年金加入者を第１号被保険者という。市町村では、第１号被保険者に関する事務の一部を行っており、これは、法定受託事務である。また、日本年金機構からの協力・連携の依頼を受け、行っている事務もある。法定受託事務としては、国民年金第１号被保険者の加入・喪失の届け出の受け付け、国民年金保険料の免除申請等の受け付け、第１号被保険者期間に係る老齢基礎年金に関する裁定請求書の受け付けなどの事務を行っている。また、協力・連携の依頼を受け行っている事務としては、年金制度に関する周知広報などの事務を行っている。以上が制度の概要説明と、市町村で行っている事務の説明となる。

続いて、資料４－１、特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）を説明させていただく。まず、大きい１、特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯である。国民年金に関する事務については、令和４年に特定個人情報保護評価を実施しており、その後、軽微な修正を経て、最終修正を令和６年１１月１８日に行っている。令和４年の第三者点検では、指摘事項はなかった。

このたび、令和１０年１月に予定している国民年金に係る業務システムの標準化移行に当たり、特定個人情報保護評価指針に規定する特定個人情報ファイルに対する重要な変更に、こちらも一応該当するということで、個人情報保護評価の再実施を行うことになったため、全項目評価書の第三者点検をお願いするものである。今回の第三者点検は、国民年金に係る業務システムの標準化移行によるものであり、これまで行ってきた国民年金事務の内容を変更するものではない。この流れは、先ほどの国民健康保険の流れと同じである。

評価の再実施をする評価書案については、令和８年５月１日から令和８年５月３１日までパブリックコメントを実施し、意見をいただいている。意見の内容としては、単なるシステム説明ではなく、リスク低減についての低減措置を書くべきというものであった。この意見に対しては、先ほどと同様になるが、リスクについての低減措置についてはすでに記載済みであるため、評価書案の修正は行わなかった。

次に、大きい２番になるが、基本情報である。その中の１番、対象となる事務の名称は、国

民年金に関する事務、担当部署は福祉部保険年金課である。

事務の概要は、先ほど制度概要でも説明させていただいたが、受け付けた届出書等は日本年金機構へ進達している。

次に、事務の内容、流れについて説明させていただく。資料４－２をご覧いただきたい。グレー色の矢印は特定個人情報を含む流れ、白色の矢印は特定個人情報を含まない情報の流れを示している。事務の流れとしては、左上に記載の申請者から提出された届出書等の情報を国民年金標準化システムに入力する。入力した情報は、紙や電子媒体により、日本年金機構に進達する。日本年金機構での処理結果が紙や電子媒体で日本年金機構から送付されてくるので、その情報を国民年金標準化システムに取り込む。また、国民年金標準化システムは、ガバメントクラウド及び庁内連携システムを経由して住民記録システムや市民税オンラインシステムと情報連携を行っており、これらの情報を利用して申請受付事務を行っている。

それでは、資料４－１の、また１ページ目にお戻りいただきたい。グレーの網掛けの２番、取り扱う特定個人情報ファイルになる。ファイル名は、年金情報ファイル。事務実施上のメリットは、特定個人情報を含んだ申請情報を日本年金機構に進達することにより、日本年金機構が情報提供ネットワークを通じた地方税関係情報、住民票関係情報の照会が可能となり、行政効率の向上が図られるというものである。

次に、網掛けの３のところである。前回実施時からの主な変更点については、先ほど経緯の中でご説明させていただいたが、これまで行ってきた国民年金事務の内容を変更するものではないが、システムの標準化に伴い、ガバメントクラウドにおける措置を追加している。

次に、資料の２ページ目である。大きい項目の３、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策である。これは、全項目評価書に記載のリスク対策の中から主要と思われるものについて抜き出し記載したもので、抜粋して読み上げさせていただく。はじめに、その中のグレーの１、特定個人情報の入手に係るリスクと対策である。はじめに、窓口での申請書等の受け付けに際しては、本人確認書類の確認を厳格に実施するとともに、記載指導により、本人以外の情報を記載させないようにしている。また、庁内連携システムには、当該対象者の必要情報以外の情報は格納されない。また、あらかじめアクセスできる情報を業務システムごとに制御しているため、既存業務システムは許可されていない情報の取得ができないようになっている。

次に、網掛け２、特定個人情報の使用に係るリスクと対策である。庁内連携システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要のない情報との紐付けが行われないよう、システム上でアクセス制御を行っている。また、番号利用事務以外では個人番号は表示されない。次に、ユーザーＩＤとパスワードによる認証を実施し、各ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することにより、不正利用が行えないよう対策を実施している。また、全職員を対象に情報セキュリティとコンプライアンスに関する研修を年１回実施している。システム利用管理者が定期的にログ記憶を取得し、業務外利用した場合にログ記録から特定することが可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。

次に、グレーの網掛け３、特定個人情報の提供・移転に係るリスクと対策である。特定個人情報の提供・移転は、番号利用法・関係法令で定められた必要な範囲に限定して行っている。国民年金標準化システムを操作できる職員はアクセス権限を与えられた職員に限定しており、権限を持たない者による情報照会・移転・提供はできないようになっている。

次に、網掛け４、情報提供ネットワークシステムの接続に係るリスクと対策である。当該事務におきまして、情報提供ネットワークとの接続は行っていない。

最後に、グレーの網掛け５、特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策である。電磁的記録媒体の保管については、施錠可能な保管場所に格納している。サーバー・端末機器・記録媒体等の廃棄、保管移転又はリース返却時、行政情報を消去する際は、復元不可能な状態にすることにしており、業者委託する場合は、記憶装置又は記録媒体の物理的破壊を行い、廃棄証明書を提出してもらっている。ガバメントクラウドは、政府のセキュリティ基準を満たしたクラウドサービスを利用しており、サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に構築され、許可された者のみがアクセスできるよう入退室管理を実施し、事前許可をされていない装置等の外部持ち出しを禁止している。国及びクラウド事業者は、利用者データへアクセスしない契約としている。また、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう、制御が講じられている。特定個人情報保護評価書の概要説明は以上となる。ご審議のほど、よろしくお願いする。

上村部会長　ご説明いただき、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご質問やご意見などあれば、お願いする。いかがだろうか。

謝委員　先ほどと同じように、２ページ目の３の網掛けの２の１行目、庁内連携システムとの連携においては、こちらは利用者、その下の５行目は各ユーザー、その下、後ろから２行目の職員、あと、網掛け３の下から３行目、権限を持たない者、あとは５、この２ページの最後、入室可能な者と、３ページ目の後ろから３行目、利用者データ。多分、これは違うものを言っているのだが、しかし、同じ漢字を使っているので、誤解されやすいのではないかと思う。いかがだろうか。

保険年金課　おっしゃるとおりだと思うので、修正させていただければと思う。

謝委員　ありがとうございます。

益田委員　今回の資料４の内容に関しては、個人情報の記録媒体に紙があるというのが、ある種、一つの特徴かなというようにお聞きした次第である。近年は、情勢的に、紙による情報の伝達というのはあまり望ましくないものというか、そういうふうな認識で電子化というものが進んでいるように思うのだが、まず、紙以外の提供に移っていくということは、今後、ありえないのかと思ったのだが、それはいかがだろうか。

保険年金課　年金機構が相手になるのだが、年金機構が情報で受け取るものは、情報で欲しいというようにはっきり言うのだが、そうでないものは従来どおりで紙というものになってしまっているものである。

益田委員　それは、年金機構が紙による情報の伝達を要求しているということになるのか。今、

現状では。

保険年金課　そうだ。

益田委員　了解した。

それに関連してということになるかと思うが、紙の話でいうと、そもそもの話として、個人情報評価書自体が電子上でのデータのやり取りであったり記録、保存、消去とかということを念頭に置いたことが前提になっているからだと思うのだが、紙媒体の保管場所とかに関しては記載があるのだが、紙の消去方法、消去というか廃棄方法になるだろうか、に関する記述が、例えば、１０ページになるだろうか。特定個人情報の保管・消去の内、消去方法というところで、紙に関するものは。この帳票等になるのか。

保険年金課　そうだ。

益田委員　なるほど。裁断溶解処理を行うということか。了解した。ちなみに、だいたい、保存期間は、紙の場合はどれくらいになるのか。

保険年金課　だいたい、３年ほど保存はしているので、その期間が過ぎたものは順次廃棄していくというような形をとらせてもらっている。

益田委員　紙は３年か。

保険年金課　基本的に、３年を目安でやっている。

益田委員　１０ページの保管期間に２０年以上とあるが。

保険年金課　結局、紙で来たものもシステムに入力しているので、紙自体は３年だが、データとしては、システムが生きている限りずっと残っているというようなことで、２０年以上という形をとらせてもらっている。

益田委員　紙の場合は３年間ということか。了解した。ありがとうございます。以上である。

上村部会長　ほかにいかがか。

先ほど、消去の話が出たので、関連して、資料４－１の３ページ、上から三つ目の中黒のところにある消去の仕方だが、復元不可能な状態にすることとすると。それから、業者委託する場合には物理的破壊を行うということだが、復元不可能な状態にするのは、市のほうでやるのか。

保険年金課　業者のほうでやると思う。

上村部会長　それも業者委託か。そうすると、復元不可能にすることが原則で、それ自体を業者委託する場合には、ついでに物理的破壊も行ってもらうということだろうか。

保険年金課　そうだ。

上村部会長　失礼した。了解した。ありがとうございます。

謝委員　益田委員と少し似ているが、紙の保管期間は３年間、それとも３年目に消去するのか。

保険年金課　３年間である。

謝委員　では、４年目に消去すると。

保険年金課　４年目に消去している。

謝委員　了解した。

益田委員　あと、先ほどの物理的破壊とか情報の消去に関するところで、少し気になっていたと

ころで、私が知らないだけなのだが、１５ページの特定個人情報の消去ルールだが、業者に廃棄を委託というかお願いすると思うので、物理的破壊をしてもらうことになると思う。その際に、確認書の提出を受けることになると思うが、その確認書の内容というのは、どういったことが記載されているのだろうか。

保険年金課　私も見たことはないのだが、恐らくだが、きちんと破壊したと。

益田委員　例えばだが、破壊された物品の写真とかが添付されて送られてくるものになるのだろうか。

保険年金課　紙だと、やはり、溶解する場所に立ち会ったりしているのだが、このシステム的なものということになると、ちょっとそういう立ち会いまではしていないとは思っている。実際に、必要であれば写真を求めるとかそういう方法になるかと思うが、私はその現場に立ち会ったことがなかったものなので、具体的にどういうものが提出されるかというところになると、申し訳ない、把握していない。

益田委員　了解した。ありがとうございます。

保険年金課　別の案件ではあるが、ハードディスクの破壊について、破壊する前と、実際に破壊したものというような形で、写真を２枚つけるような形で、一番いいのは現物を見られれば一番いいのだろうが、もうそれは廃棄しているという部分が多いという形になって、いついつどこどこでどういった形で廃棄をしたという文書を合わせて提出することで、別件ではあるのだが、依頼させていただいた経緯がある。

益田委員　なるほど。以前、どこかの県の事例だったと思うが、ハードディスクの廃棄を廃棄業者に依頼したのに、その廃棄業者がきちんと破壊せずに横流ししているというので情報が漏えいしたという事案があったかと思うので。しかし、そのように、実際に写真で破壊したというのが証明される形で提出されるのであれば、それはとても安心できることかと思うし、それが徹底されるようにお願いをしたいところではある。

上村部会長　ほかにいかがだろうか。

よろしいだろうか。ありがとうございます。それでは、まとめたいと思う。いろいろご意見、質問等出していただいたが、市長に上げる意見としてはなしということで、まとめさせていただいてよろしいか。（委員首肯）

ありがとうございます。それでは、皆様からの賛成を頂戴したので、そのようにしたいと思う。みなさん、どうもありがとうございました。

以上で、本日所定の議事を全て終了したので、事務局にお返しする。ありがとうございました。

事務局　ありがとうございました。以上をもって個人情報保護部会を終了する。